

山梨県営塩川発電所の売電に係る公募型プロポーザル

質問回答書

第1回 回答（令和5年10月31日）

番号	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 P1 4 プロポーザルに関する手続き (1)	本件に参加するにあたり、山梨県物品購入等入札参加資格への登録は必要でしょうか。	必要ありません。

第2回 回答（令和5年11月13日）

番号	質問項目	質問内容	回答
2	実施要領 P4 7 契約の締結 (2)	「山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第109条に基づき、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付する必要がある。」とありますが、契約金額は3年間の合計金額（単価×3年間の合計予定売電電力量）になりますでしょうか。	契約金額は3年間の合計金額（単価×3年間の合計予定売電電力量）となります。 なお、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付は免除となります。
3	実施要領 P4 7 契約の締結 (2)	契約保証金の還付ですが、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第113条にある契約保証金充当承諾書をもって、売払代金に充当することができますでしょうか。できない場合は、令和9年3月度の支払い完了後に還付になりますでしょうか。	充当可能です。 なお、契約保証金の納付は免除については、No2に記載のとおりです。